

令和8年度町内会集会所新築等補助事業の要望について

鳥取市では自治会・町内会等の集会所の新築、増改築、修繕等に対して補助金を交付しています。令和8年度に事業を予定されている自治会・町内会等は、要望書の提出をお願いします。

○提出期限：令和7年7月16日（水）まで

○提出先：協働推進課市民活動係または各総合支所地域振興課

○提出方法：要望書（様式1）と添付書類を提出

要望書（様式1）は、鳥取市ウェブサイトよりダウンロードをお願いします。

【 組織で探す＞市民生活部＞協働推進課＞提供情報＞自治会（町内会） 】



鳥取市町内会集会所新築等事業補助金制度の概要

1 補助対象となる事業・経費（※1）

事業区分	補助の対象となる経費	補助の対象とならない経費
新築	建築工事費（電気や上下水道などの設備工事費を含みます。）、設計監理委託費、解体費（同一場所への建替えの場合）	土地購入・土地造成・外構（フェンス・側溝・舗装・擁壁・造園など）・登記等に係る経費（建物登記費用を含みます。）、備品購入費など
増改築・修繕	屋根の葺き替え・床の張替え・畳替え・部屋の増設・間取り改良・バリアフリー化・トイレの改修などの工事の費用、設計管理委託費、解体費（増改築に伴い生じた場合）	
取得	建物購入費、建物購入に係る諸経費	
冷暖房設備 新規整備	冷暖房機器本体・周辺機器の設置工事及び冷暖房機器の使用に必要な電気工事等の費用	既設の冷暖房設備の交換・修理に係る費用
賃借	一戸建て・集合住宅の一室・貸店舗等を賃借した際の家賃	敷金・礼金等

（※1）補助対象経費には消費税も含みます。また、市立集会所はこの補助金の対象になりません。

注意 本補助金の交付対象となる集会所は、1町内会につき1集会所です。

これまでに本補助金の交付を受けたことがある場合は、その交付対象となった集会所となります。

2 補助金の額等

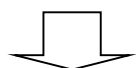
事業の種類	補助率	補助額の上限	補助期間の限度	補助対象経費
新築・増改築・修繕・取得	3分の1	1,000万円(※2)	定めなし	50万円以上
冷暖房設備新規整備			定めなし	10万円以上 50万円以下
賃借		180万円 (月額15,000円)	累計10年	定めなし

(※2) 以前に補助を受けている場合、以前の交付額を含め1,000万円を限度とします。

3 事業の流れ ※内は町内会が行う事項です

令和7年度に

- (町内会) ① 要望書を提出してください(7/16まで)
 (市) ② 現地確認を行います(必要に応じて行います)
 (市) ③ 庁内で予算化に向けて協議します
※財政状況により予算化できない場合があります
 (市) ④ 予算化の可否についてご連絡します



予算化できた町内会

令和8年度に

- (市) ① 補助金交付申請等に必要な書類を送付します
 (町内会) ② 補助金交付申請書を提出してください
 (市) ③ 補助金交付決定通知を送付します
 (町内会) ④ 着工 着手届を提出してください ※補助金交付決定後に着工してください
 (町内会) ⑤ 工事完了 完了届を提出してください
 (町内会) ⑥ 実績報告書を提出してください ※領収書の写しを添付してください。
 (市) ⑦ 現地確認を行います
 (市) ⑧ 補助金の額を確定し、通知を送付します。
 (町内会) ⑨ 補助金請求書を提出してください ※概算払い(前払い)することもできます
 (市) ⑩ 補助金を支払います (個別にご相談ください)
 (市) ⑪ 事業完了

お問い合わせ先

◇市民生活部協働推進課市民活動係(本庁舎2階)

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 TEL:0857-30-8177

◇各総合支所地域振興課

○国府 TEL:0857-30-8652

○福部 TEL:0857-30-8662

○河原 TEL:0858-71-1722

○用瀬 TEL:0858-71-1892

○佐治 TEL:0858-71-1912

○気高 TEL:0857-30-8672

○鹿野 TEL:0857-30-8682

○青谷 TEL:0857-30-8692